

学校において予防すべき感染症による出席停止について

【定義】

教育の場、集団生活の場として望ましい環境を維持すると共に、生徒が健康な状態で教育を受けることができるようにするため、学校保健安全法施行規則において、直接あるいは間接的に人から人に感染する疾患を「学校で予防すべき感染症」とし、種類と出席停止の期間の基準などが定められています。

【出席停止の基準】（平成 24 年 4 月改正の学校保健安全法施行規則第 19 条） 平成 27 年 4 月現在
 本校において出席停止となる生徒が多い疾患を太字で記載しています。

	特徴	疾患名	出席停止の期間の基準
第一種	発生は稀だが重大な感染症	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コウモリであるものに限る） 痘瘡 ベスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 シフテリア 南米出血熱 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってもその血清型が H5N1 であるものに限る） 新型インフルエンザ等感染症 指定感染症 新感染症	治癒するまで
第二種	飛沫感染し流行拡大の恐れがある感染症	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後、2 日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹	解熱後、3 日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風疹	発疹が消失するまで
		水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退後、2 日を経過するまで
		結核	学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで
第三種	飛沫感染が主体ではないが、放置すれば流行拡大の可能性がある感染症	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 ※その他の感染症	学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで

【※その他の感染症について】

その他の感染症とは、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症です。ただし、本人の状態によってはこの限りではないので、**主治医の判断に従ってください。**

診断書の記載内容によっては学校医と相談して出席停止扱いになるかどうかを決めることがあります。

主なその他の感染症

◎溶連菌感染症…適切な抗生剤治療が行われたら、ほとんど 24 時間以内に伝染力を抑制できるので、医師による判断で全身状態がよければ登校可能。

◎流行性嘔吐下痢症…**主症状が消退後、全身状態が回復すれば登校可能。**

小型球形ウイルス（ノロウイルス）などによる感染症全般を示す。感染性胃腸炎など。

◎ウイルス性肝炎…（A 型肝炎）肝機能が正常初期に戻ったら登校可能。（B・C 型肝炎）出席停止の必要なし。

◎手足口病…全身状態が安定したら登校可能。

◎伝染性紅斑（リンゴ病）…発疹のみで全身状態がよければ登校可能。

◎ヘルパンギーナ…全身状態が安定したら登校可能。

◎マイコプラズマ肺炎…急性期が終わり、全身状態がよければ登校可能。

【学校において予防すべき感染症にかかってしまったら】

- ・感染症にかかったことを学校に連絡し、感染の危険がなくなるまで自宅療養してください。（医師の許可が下りるまで）
- ・治療が終わり、学校に登校する時、「診断証明書」を提出してください。